



除雪サービスのお知らせ

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施します。

●対象世帯

・ひとり暮らしの高齢者世帯 ・夫婦等高齢者のみの世帯 ・身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

※生活保護世帯、長期間の留守宅を除く（生活保護世帯の方は、担当ケースワーカーに相談願います。）

●収入要件（令和3年度）

世帯の収入が基準額以内の方が対象となります。

・基準額：単身世帯108万円、夫婦世帯164万円

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

●除雪の範囲

生活用道路確保のため、玄関先から公道までの敷地内の概ね幅1メートル程度とします。

（除雪は図の斜線の部分のみとなります。それ以外の箇所は除雪できません。）

●除雪を行う日

町が道路除雪を行う日（15cm以上の降雪が目安です。）

●除雪の期間

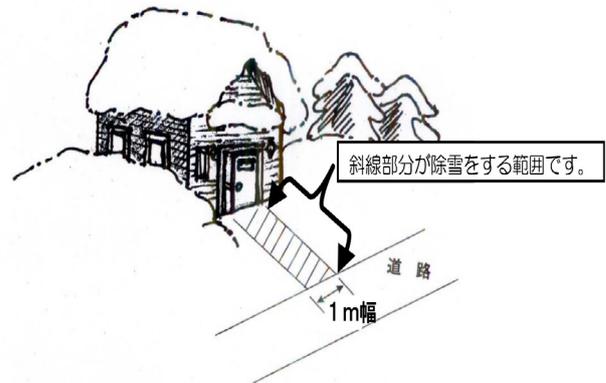
除雪の状況にもよりますが、概ね12月上旬から3月下旬までを予定しています。

●申込方法

地区民生委員または役場（福祉課）

へ11月12日（金）までにお申し込みください。

※申請後に実態調査の上、対象世帯を決定させていただきます。



<< 福祉除雪ボランティア募集 >>

町では、冬期間在宅でひとり暮らしをしている高齢者等の自立した生活を支援するために、除雪をしていただける「福祉除雪ボランティア」を募集します。個人・団体・職域は問いません。

問合せ 福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2120



国民年金からのお知らせ

●新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細な内容につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120